

法令改正のお知らせ

平成24年5月28日
事務支援室支援資料



「児童手当法の一部を改正する法律」が施行され平成24年4月から「子ども手当」は「児童手当」に変わりました。

☆支給対象

中学校3年生まで（満15歳に達した日以後の最初の3月31日）までの児童

☆支給月額

年齢	所得制限額未満	所得制限額以上(特例給付)	
3歳未満(一律)	15,000円	5,000円 (一律) ※平成24年6月分～	
3歳～小学生	第1、2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生(一律)	10,000円		

※第何子とは、18歳到達後最初の3月31日までの間にある子どもについてのカウントです。

☆所得制限

扶養親族等の数	所得限度額	収入額
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円

※平成24年6月分から所得制限が導入されます。

※所得額は、主な生計者お一人が対象で、世帯や夫婦の合算した所得ではありません。

※扶養親族等の数とは、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の数のことです。

※判定所得額 = 所得金額 - 一律控除80,000円 - 控除額

☆認定申請

①平成24年3月まで子ども手当を受給している方

みなし認定となり、引き続き児童手当を受給することができます。ただし、新たに子どもが生まれた方は15日以内に申請が必要です。申請が遅れた場合、遅れた分の手当を受け取ることができなくなることがあります。

②新たに子どもが生まれた方

申請手続きをした月の翌月から支給されるので、速やかに申請。月末出生の場合、出生した日の翌日から15日以内に申請すると出生した日の翌月分から支給。

③養育者が変更となった方

養育者が変更となった日の翌日から15日以内に申請。

☆認定請求に添付する所得証明書

職員の所得証明書【児童手当用】（平成24年6月からの手当に係る申請から必要）

※1月～5月分の手当には前々年。6月～12月分の手当には前年の所得証明書が必要です。

☆支払期日（年3回、4ヶ月分をまとめて支給）

① 6/7（2～5月分） ※2・3月分は子ども手当、4・5月分は児童手当として支給

② 10/7（6～9月分） ③ 2/7（10～1月分）

☆現況届

6月分からの手当を受給するためには、6/1現在の現況届の提出が必要です。

児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するため。（詳細は後日連絡予定）